平成30年3月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 平成28年(7)第6564号 損害賠償請求事件(以下「本訴」という。), 平成28年(7)第11322号 損害賠償請求事件(以下「第1反訴」という。), 平成28年(7)第11469号 損害賠償請求事件(以下「第2反訴」という。) 口頭弁論終結日 平成2,9年12月11日

•

判

決

本訴原告兼第1反訴被告兼第2反訴被告

訴訟代理人弁護士 同 同

本 訴 被 告

訴訟代理人弁護士

本 訴 被 告

訴訟代理人弁護士

本 訴 被 告

訴訟代理人弁護士 同
 (以下「原告」という。)

 高
 島
 章

 大
 川
 伸
 郎

 瀬
 川
 武
 生

(以下「被告▲」という。)

(以下「被告 B 」という。)

难 雅之

(以下「被告 C 」という。)

神 原 元

上 瀧 浩 子

本訴被告兼第1反訴原告

訴 訟 代 理 人 弁 護 士

(以下「被告 D 」という。) 元 神

本訴被告兼第2反訴原告

主

(以下「被告 E 」という。)

植 原

文

訴訟代理人弁護士

- に対する平成26年12月17日から支払済みまで年5分の割合によ る金員を支払え。
- 2 被告 B は、原告に対し、1万円及びこれに対する平成26年12月 17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 原告の被告▲に対するその余の主位的請求及びその余の予備的請求 をいずれも棄却する。
- 4 原告の被告 B に対する主位的請求及びその余の予備的請求をいず れも棄却する。
- 5 原告の被告 D に対するその余の請求を棄却する。
- 6 原告の被告 C 及び被告 E に対する請求をいずれも棄却する。
- 7 被告 D 及び被告 E の反訴請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、被告▲に生じた費用の11分の4及び原告に生じた費用 の47分の1を被告▲の負担とし、被告B に生じた費用の220分の 1と原告に生じた費用の1880分の1を被告 В の負担とし、被告 Е に生じた費用の5分の3と原告に生じた費用の188分の33を被 告 E の負担とし、被告 D に生じた費用の67分の53及び原告に生

じた費用の188分の53を被告**D** の負担とし、その余を原告の負担とする。

9 この判決は, 第1項及び第2項に限り, 仮に執行することができる。 事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

被告らは、原告に対し、各自1106万2530円及びこれに対する平成2 6年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第1反訴

原告は、被告**D** に対し、445万6349円並びにうち335万6349円に対する平成28年7月5日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち110万円に対する平成28年9月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 第2反訴

原告は、被告 E に対し、335万7100円及びこれに対する平成28年7月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1(1) 本訴は、原告が、被告らの共謀に基づく被告Aの暴行により傷害を負った等と主張して、①被告A、被告B及び被告Cに対しては、主位的に共同不法行為(第1次的には民法719条1項、第2次的には同条2項)、予備的に不法行為(民法709条)に基づき、②被告D及び被告Eに対しては、共同不法行為(第1次的には民法719条1項、第2次的には同条2項)に基づき、損害賠償として各自1106万2530円及びこれに対する不法行為の日である平成26年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
 - (2) 第1反訴は、被告 D が、原告に対し、被告 D に対する本訴の提起が不

法行為を構成すると主張して、損害賠償として335万6349円及びこれに対する本訴提起の日である平成28年7月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、インターネット上のツイッターのウェブサイト(140文字以内の文書を投稿する情報サービスのシステム)に一連の記事を投稿した原告の行為により名誉を毀損されたと主張して、不法行為による損害賠償として110万円及びこれに対する最終の不法行為の日である同年9月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- (3) 第2反訴は、被告 **E** が、原告に対し、被告 **E** に対する本訴の提起が不 法行為を構成すると主張して、損害賠償として335万7100円及びこれ に対する本訴提起の日である平成28年7月5日から支払済みまで民法所 定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 前提事実 (争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に 認定できる事実)
- (1) 当事者



ウ 被告らは、いずれもカウンター関係者として、カウンター活動を通じて 付き合いがあった。



- (2) 平成26年12月17日(以下「本件当日」ということもある。) までの経
 - ア 原告と被告らは、カウンター活動を通じた知り合いであった。
 - イ 原告と被告▲との関係は、平成26年5月頃から悪化していた。
- (3) 平成26年12月17日の経過
 - ア 被告らは、平成26年12月17日未明、

(以下「本件店舗」と

いう。) において飲酒していた。

イ 原告が、同日午前2時頃に本件店舗に到着した後、被告 A は、原告に対し、同日午前2時頃から同日午前3時頃までの間、本件店舗の店内及び店外の通路(本件店舗が入居する雑居ビル内の通路。以下「本件通路」という。)において、両手拳でその顔面を多数回殴打するなどの暴行を加え、ま

た、被告 B は、原告に対し、上記時間帯に、本件通路においてその顔面を平手で1回殴打した(なお、上記暴行が被告らの共謀によるものか、被告 C が原告の胸倉をつかんだか否か及び原告に対して平手で殴打したか否か、並びに被告 A の暴行の詳細等については、後記4のとおり争いがある。)。

なお、被告 **D** 及び被告 **E** が原告に対し直接暴行を加えたことはない (争いのない事実)。

ウ 被告 B は、本件店舗内及び本件通路において、被告 A の原告に対する 暴行を止めようとする言動をした(争いのない事実。なお、被告 B が真 に被告 A の暴行を制止しようとしたか否かについては、後記 4 のとおり争 いがある。)。

また、被告 C , 被告 D 及び被告 E は、被告 A が原告を本件通路に おいて暴行を加えている間、本件店舗内で飲酒等をしていた(争いのない 事実)。

(4) 原告の負傷状況

原告は、同日、大阪赤十字病院を受診し、3週間の通院治療を要する鼻骨骨折、顔面打撲傷、頭部打撲傷、両耳介打撲傷、右下眼瞼挫創及び口腔挫創と診断された(甲1)。

(5) 原告によるツイッター上への記事の投稿

ア 原告は、平成28年7月11日、ツイッター上に以下の記事を投稿した (丁28[9頁], 29)。

「【ご報告】2014年12月17日, 反ヘイトスピーチ運動内部で発生した私に対する傷害事件につき、 ち加害者5名に対し、損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起しました。事件番号は平成28年(ワ)第6564号, 口頭弁論の期日等は追ってお知らせします。」 (以下「本件記事1」という。)

イ 原告は、遅くとも同年9月11日までに、ツイッター上に以下の記事を 投稿した(丁28[8頁]、30)。

「【緊急の発表】M君が ほか4名に対する損害賠償請求提訴を提起した初回期日9月12日に決まりました。 以外の被告は、

あることをお知らせします」(以下「本件配事2」といい、本件配事1と併せて「本件各配事」という。)

ウ 本件各記事は、被告 **D** が原告に対して傷害の加害行為を行ったとの事 実を摘示するものである(争いのない事実)。

3 争点

- (1) 本訴
 - ア 被告らの共同不法行為責任の成否(暴行の態様及び事前共謀若しくは現場 場共謀の有無又は教唆若しくは幇助の有無)
 - イ 損害の発生及びその額
- (2) 第1反訴
 - ア(ア) 被告 D に対する本訴の提起が不法行為に該当するか
 - (イ) 損害の発生及びその額
 - イ(ア) 本件各記事による名誉毀損の成否
 - (4) 本件各記事についての公共性,公益目的及び真実性又は相当性の有無
 - (ウ) 損害の発生及びその額
- (3) 第2反訴
 - ア 被告 Ε に対する本訴の提起が不法行為に該当するか
 - イ、損害の発生及びその額
- 4 争点に対する当事者の主張
 - (1) 本訴
 - ア 被告らの共同不法行為責任の成否(暴行の態様及び事前共謀若しくは現

場共謀の有無又は教唆若しくは幇助の有無)

【原告の主張】

(ア) 暴行の態様

a 被告 C の暴行態様

被告 C は、原告に対し、「なんやねん、お前おら」などと言いなが ら原告の胸倉につかみかかり、原告の顔面を1回平手で殴打した。

b 被告**A** の暴行態様

被告▲は、原告に対し、1時間以上にわたり両手拳で顔面を多数回 殴打するなどした。

c 被告 B の暴行態様

被告 B は、原告に対し、右平手で原告の顔面を1回殴打した。

(イ) 事前共謀又は現場共謀

被告らは、平成26年12月16日の日中から深夜にかけて行動を共にして、原告を呼び出したこと、原告が在特会側から被告 A が金銭の供与を受けたとの疑念を抱いたことに被告 A が激怒し、被告らがその感情を共有していたこと、被告らのうち被告 C ・被告 A 及び被告 B の3名が原告に暴行を加えたこと、特に被告 A の暴行は執拗なものであり、被告 A を除く被告らは被告 A の暴行を制止しなかったことなどに照らせば、被告らには事前共謀又は少なくとも現場共謀があったというべきである。

(ウ) 教唆

被告 A 以外の被告らは、被告 A の暴行を止めることなく飲酒等をしており、被告らの間においては、事前に又は遅くとも現場において暴行を容認する雰囲気が形成されていたものであって、被告らは相互に原告に対し暴行を加えることについて教唆をしたというべきである。

(江) 幇助

- a 被告 D 及び被告 E が被告 C ,被告 A 及び被告 B の暴行を止めることなく飲酒・談笑を続けた行為,並びに被告 C が被告 A 及び被告 B の暴行を止めることなく飲酒・談笑を続けた行為は,それぞれ暴行行為者との関係で幇助に当たる(なお,原告は,先行行為に基づく作為義務違反を主張するものではない。)。
- b 被告 B は、外形的には被告 A の暴行を止めに入るかのような言動をしたものの、積極的に暴行を制止したものではなく、むしろ被告 A の暴行を幇助したというべきである。また、被告 B は、原告を現場である本件店舗に呼び出して、被告 C 及び被告 A の暴行を幇助した。

(オ) 小括

したがって、被告らには、事前又は現場における共謀による共同不法 行為が成立する。仮に、共謀が認められないとしても、被告らには、教 唆又は幇助による共同不法行為が成立する。さらに、仮に、教唆又は幇 助が認められないとしても、被告 C 、被告 A 、被告 B には、各自の 暴行行為に基づく不法行為が成立する。

【被告▲の主張】

(ア) 暴行の態様

被告Aが、原告に対し、平手及び手拳による殴打と1回の足蹴りを合せて合計20回程度の暴行を加えたことは認める。暴行時間は、すべてを通じて30分を超えることはない。

(イ) 共謀、教唆又は幇助

他の被告らとの共謀の事実は否認する。被告▲は、激高して、原告に 対して突発的に暴行を加えたものである。

また、被告 **C** 及び被告 **B** の暴行に対して教唆及び幇助はしたことはいずれも否認する。

【被告 B の主張】

(7) 暴行の態様及び不法行為の成否

被告 B が原告の顔面を1回平手で殴打したことは認める。

しかし、被告 B は、暴行の前に、原告の同意を得た上で、原告の類を軽く右平手で1回叩いたにすぎず、態様において極めて軽微なものであり、しかも、被告 A の暴行を止めるためにしたものであるから、原告の同意の範囲内の行為として、不法行為を構成しない。

(イ) 共謀,教唆又は幇助

他の被告らとの共謀並びに被告 **C** 及び被告 **A**による暴行に対する 教唆及び幇助はいずれも否認する。

【被告 C 及び被告 D の主張】

(ア) 暴行の態様及び不法行為の成否

被告 **C** が、原告に「なんやのお前」等と詰め寄ったことは認めるが、原告の顔面を平手で殴打したことはない。

仮に被告 C が原告の胸倉をつかんだと認定されるとしても、行為態 様は軽微であり、原告の法益を侵害する違法な行為とまではいえず、不 法行為を構成しない。

(イ) 共謀,教唆又は幇助

他の被告らとの共謀の事実並びに被告**A**及び被告**B** の暴行に対する教唆及び幇助はいずれも否認する。

【被告 E の主張】

他の被告らとの共謀,並びに被告**人**,被告 **C** 及び被告 **B** の暴行に対する教唆及び幇助は,いずれも否認する。

イ 損害の発生及びその額

【原告の主張】

(7) 通院治療費

原告が被告らの不法行為によって通院治療に要した医療費及び文書

料は、別紙のとおり合計6万2530円である。

(4) 傷害慰謝料

原告は、被告らの不法行為により精神的苦痛を受け、かかる苦痛を慰 謝するための慰謝料の額は、400万円を下らない。

これに加えて、原告は、本件事件後の被告らの不誠実な言動等により、 さらなる精神的苦痛を受け、かかる苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、 300万円を下らない。

したがって、傷害慰謝料は、700万円が相当である。

(ウ) 後遺症慰謝料

原告は、被告らの不法行為により睡眠障害の後遺症を発症し、これによる慰謝料の額は、300万円を下らない。

(江) 弁護士費用

被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は,100万円で ある。

(水) 合計

以上によれば、原告の損害は、1106万2530円となる。

【被告▲の主張】

被告 の暴行と相当因果関係のある治療関係費は、別紙の「1」、「2」、「4」ないし「6」、「8」ないし「10」欄に記載の医療費のみであり、原告の傷害の内容及び通院期間に照らせば、傷害慰謝料は49万円を超えることはない。その余の損害については否認ないし争う。

【被告 B , 被告 C , 被告 D 及び被告 E 】 否認ないし争う。

(2) 第1反訴

ア(ア) 被告 D に対する本訴の提起が不法行為に該当するか 【被告 D の主張】 被告 **D** は、原告に暴行を加えておらず、他の被告らの暴行について 共謀、教唆又は幇助をしたことはなく、そのことは原告も知っていたも のである。原告は、被告らを威嚇するとともに、被告らの信用を低下さ せる目的で本訴を提起したものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして 著しく相当性を欠くものとして、不法行為に該当する。

【原告の主張】

否認ないし争う。

(イ) 損害の発生及びその額

【被告 D の主張】

- a 交通費 2万6970円
- b 本訴に係る弁護士費用 202万9379円(反訴状13頁の「金 205万6349円」との記載は誤記と認める。)
- c 慰謝料 100万円
- d 第1反訴に係る弁護士費用 30万円

【原告の主張】

否認ないし争う。

イ(ア) 本件各記事による名誉毀損の有無

【被告 D の主張】

本件各記事は、一般読者に対し、被告 D が暴力を容認する人物であるとの印象を与えるものである。したがって、原告は、本件各記事を投稿したことにより、被告 D の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損した。

【原告の主張】

本件各記事が被告 D の名誉を毀損したことは否認する。

(4) 本件各記事についての公共性,公益目的及び真実性又は相当性の有無 【原告の主張】 本件各記事の内容は、公共の利害に関する事実に係るものであり、原告は、専ら公益目的により本件各記事を投稿した。

被告 **D** に共謀、教唆又は幇助が認められるのは、上記 4(1)アのとおりであるから、本件各記事の内容は、真実である。仮に、真実であるとの証明がないとしても、原告には、これを真実と信ずべき相当な理由があった。

【被告 D の主張】

本件事件には公益性がないから、本件各記事には公益性は認められず、 よって公益目的も認められない。

被告 D が原告に対し、直接、暴行を加えた事実はなく、他の被告らの暴行につき、被告 D の共謀、教唆、幇助はいずれも存在しないから、本件各記事は真実ではない。また、原告は、被告 D の発言(「絶対手出さないで」など)や、被告 D が原告を直接暴行していないことを知っており、被告 D が本件事件の加害者ではないことを熟知していたのであるから、本件各記事の内容が真実であると信ずるについて相当な理由はなかった。

(ウ) 損害の発生及びその額

【被告 D の主張】

被告 **D** は、本件各記事の名誉毀損により精神的苦痛を受け、かかる 苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、100万円を下らない。

弁護士費用としては10万円が相当である。

【原告の主張】

否認ないし争う。

(3) 第2反訴

ア 被告 E に対する本訴の提起が不法行為に該当するか 【被告 E の主張】 被告 E は、原告に暴行を加えておらず、他の被告らの暴行について共謀、教唆又は幇助をしたことはなく、そのことは原告も知っていたものである。原告は、被告 E に対し真摯に訴訟を追行する意思を有しておらず、他の被告らに対する私怨を晴らす目的で本訴を提起したものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして、民法上の不法行為に該当する。

【原告の主張】

否認ないし争う。

イ 損害の発生及びその額

【被告 E の主張】

- (7) 本訴に係る弁護士費用 205万7100円
- (4) 慰謝料 100万円
- (ウ) 第2反訴に係る弁護士費用 30万円

【原告の主張】

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実, 証拠 (甲12の1・2, 28ないし30, 42, 43, 乙2, 丙5, 11, 12, 14ないし21, 23ないし25, 丁1, 2, 32, 33, 戊6, 原告本人, 被告 A本人, 被告 B本人, 被告 C本人, 被告 D本人。 ただし, 証拠のうち供述ないし証言に係るものについては, 以下の認定に反する部分を除く。) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる(なお, 発言内容やメール内容等については適宜括弧書き等によって補足説明をした。)。

(1) 本件当日までの経緯について

ア 原告と被告らは、それぞれ程度の差はあったが、カウンター活動等を通

じた知人であり、中でも、原告と被告▲は、知り合った当初(平成25年 3月頃から平成25年末頃)は親しい間柄にあった(丙11[3,4頁]、 18[2,3頁])。

- イ 被告 A は、カウンター関係者の中で、先頭に立ってカウンター活動を行い、時にはカウンター関係者を代表して、抗議活動の対象である在特会等の団体の関係者と単独で折衝をするなどしており、他の被告らやカウンター関係者から信頼されていた(丙14、18、20)。
- ウ 原告と被告 及との関係は、平成26年5月頃から、原告と被告 B との関係は、同年9月頃から、いずれも悪化していた。原告と被告 B は、同年11月、カウンター活動の「打上げ」(カウンター活動の後に行われる懇親会をいう。)において、口論になり、原告が被告 B の首を絞めるという事態が発生し、それ以降、原告と被告 A 及び被告 B との関係は、さらに悪化した(丙11、14、18 [3、4頁]、20 [8頁]、被告 B 本人)
- エ 原告は、同年12月4日、 のブログを見て、被告 A が在特会側から 金銭の供与を受けたのではないかとの疑念を抱くに至り、被告 B に対し、 そのような疑念を抱いている旨を告げた。
- オ その後間もなくして、被告 A は、他のカウンター関係者から、原告が被告 A について上記のような疑念を抱いている旨を伝え聞いた。被告 A は、上記の疑念の内容が被告 A の人格を否定するものであると考えて、激怒するとともに、被告 A が在特会側から金銭の供与を受けた疑いがあるとの風間が多数のカウンター関係者や抗議活動の対象である対立団体にまで拡散してしまうのではないかとの懸念を抱いた(被告 A 本人〔9ないし11頁〕)。
 - 一方,被告 B は、被告 A に対する疑念があたかも真実であるかのように広まり、仲間であるカウンター関係者から疑われることになれば、被告 A が精神的に傷つくのではないかと考えて、悩んでいた。被告 A は、他の

カウンター関係者から、被告 **B** が上記のように悩んでいると聞いて、原告に対する怒りが更に強いものとなっていた。

- カ 同月10日頃、被告人は、原告に電話をかけて、他のカウンター関係者の前で、被告人が在特会側から金銭の供与を受けたことの真偽について討論をする場を設けることを提案したが、原告はこれを断り、被告人は、原告に対し、「1週間やるから考えて答え持って来い」などと告げた(丙18[6頁]、被告人本人〔9、10、11、12頁〕)。
- キ 原告は、同月12日、男組 から、電話で「そういうこと(被告 本が在特会側から金銭の供与を受けたこと)を言うのは酷いやないか、男組のLINEで説明しろ」などと非難され、原告は、男組の構成員が参加するLINEのトークグループにメッセージを送信して、被告 本に対して上記のような疑念を抱くに至った経緯及びその理由について説明した(丙12[3頁])。
- ク 男組の代表者は、同月13日、原告に対し、男組から除名する旨通知し た (丙12)。
- (2) 本件当日における原告が本件店舗に到着するまでの経緯
 - ア 被告 C の別件訴訟の期日が、平成26年12月16日にあり、被告 A を除く被告らは、同期日に出頭又はこれを傍聴したほか、その報告集会に参加し、その後、他のカウンター関係者を含めて10名程度で「打上げ」を行い、被告 A は他の被告らから誘われて、2軒目から「打上げ」に合流し、数軒の飲食店等で飲食した後、同月17日未明、5軒目の本件店舗に入った。本件店舗の内部は、カウンターテーブルとカウンター席が10席あるだけの細長い形状であった。(丙4、14、被告 A 本人〔13、14、45頁〕、被告 B 本人〔17頁〕)
 - イ 原告は、他のカウンター関係者から、被告A に対して謝罪をするよう勧められ、同月16日午後10時30分頃、被告B 及び被告A に電話をか

けたが、両名は電話に出なかった(丙12)。

被告 B は、同月17日午前0時42分頃、原告からの着信履歴に気付き、原告に折り返し電話をかけたところ、原告は、被告 B に対し、被告 B と被告 A に直接会って謝罪したい旨述べた。被告 B は、他の被告らに原告の用件を伝え、原告が本件店舗に来ることについて、他の被告らの同意を得、原告が被告 A と被告 B に会うために本件店舗に来ることとなった。(丙18,20、被告 A 本人 [14頁]、被告 B [3,4頁])

- (3) 本件当日における原告が本件店舗に到着した以降の出来事(甲12の1・2,丁1,2)
 - ア 原告と被告 B が本件店舗に到着してから約10分の間の経過は、次のとおりである。
 - (7) 被告 B が原告を迎えに出て、同月17日午前2時頃、原告及び被告 B が本件店舗内に入ったところ、出入口に最も近い席に座っていた被告 C が、原告に対し「なんやのお前」などと言いながら、原告に詰め寄り、その胸倉をつかんだ。これに対し、被告 B が、直ちに「まあまあまあ、まあ さん、ごめんな。」と言い、被告 A も「店やし、店やし。」などと言いながら、被告 C を制止して、原告から引き離した。(丁2[1頁]、被告 C 本人、被告 A 本人、被告 B 本人 [6,18頁])。
 - (4) その後、原告と被告 Aが 降合って座ると、被告 D は、原告に対し、被告 Aと「しっかり話をした方がよい」旨述べ、さらに、被告 A、被告 B 及び被告 D は、原告に対し、被告 Aが在特会側から金銭の供与を受けたとの疑いを抱いた根拠について問いただした。

原告は、 のブログを根拠に挙げて、被告 が以前に在特会側関係者に関して原告に話したことが全て虚偽であることを示す内容が のブログに記載されていると述べた。これに対し、被告 は、「そんなことも、お前、鵜呑みにしてんの、その文章1つで。なぜレイシストの文

章を鵜呑みにして。」と怒り始め、被告 B は、「お前な、 さんが な、どんなつもりで、お前、カウンター来てると思ってんねん、お前、お前、何で俺にそんなこと言うてんお前、お前、絶対許せへん、お前」と言って、 異奮して泣き始めた。

- (ウ) 被告 D は、異奮した被告 A 及び被告 B を見て、「絶対手出さないで。」と言い、被告 B は、「絶対手出さへん。言わして、言わして。」「■ さんがどんな辛い思いでカウンター行ってたか」「お前、一緒にしてたろう。ずっとさ、俺より近いとこで さんと一緒にやってたろう。 俺さ、それが信じられない。悔しい。お前がな、最後まで さん、信じひんかったことが絶対許せへん。お前に言われて、俺、どうしたらよかったんや」などと述べた。
- (x) 原告が、当初上記(1)工のとおりの話を被告 B に対してしたのは、被告 B が被告 A に対する疑惑について何か知っていると思ったからである旨述べたところ、被告 A は、原告が被告 B を巻き込んだこと及び被告 A を疑ったことに激怒し、原告の顔面を1回平手で殴打した。すると、被告 B は、被告 A に対し、「やめてください。」と繰り返し述べながら、被告 A を後ろから羽交い絞めにして、被告 A を制止した。(丙12 [6頁]、18、被告 A 本人 [18頁]、被告 B 本人 [7頁])
- (オ) 被告 D は、「そもそも2人で話すって言ったんだから、ここにいないで、2人で外に出て話せばいいじゃない。」「そこで喧嘩するならすりゃいいし、殴るんだったら殴ればいいけど、店の中でがちゃがちゃやるのは、ちょっとみっともない。」などと述べた。
- (カ) 被告Aは、上記 D の言に従い、原告を連れて本件店舗から出た。
- イ 原告と被告**本**が本件店舗を退出してから約10分の間の本件通路における経過は、次のとおりである。
 - (7) 被告 ▲は、原告と本件店舗を出るなり、本件通路上の本件店舗の出入

口の前で、その後は同出入口を出て左手に10m程度移動した場所において、「かかってこいや。憎いんやろうが、俺のこと。」「勝負する根性あるのか」「俺が銭とったんかい。疑ってんかい。」「お前、俺より差別主義者の言う事聞いてんのやろ。」などと言って激しく怒り、原告の顔面(左右の頬部)を左右の手拳で何回も殴打するなどの暴行を加えた。(被告人本人〔18,19頁〕)

- (イ) 被告 B は、本件店舗内にまで被告 A の 密声と店の看板が倒れる音等が聞こえてきたため、被告 A が原告に暴行を加えていると思い、本件店舗を出たところ、本件通路において被告 A が原告に対し暴行を加えているのを目撃した。そこで、被告 B は、被告 A に対し、それ以上暴力を振るわないよう求める趣旨で、「もうこのへんで勘弁してください。」「もうこれでお願いします。」と繰り返し述べて、被告 A が原告を暴行するのを制止しようとした。被告 B は、被告 A を前からあるいは後ろから抱えて、被告 A を原告から引き離そうとしたが、被告 A は、被告 B から抱えられながらも、原告の顔面を足蹴り、被告 B を振り払って原告を殴打するなどした。(丙5、被告 A 本人、被告 B 本人〔7、8頁〕)
- (ウ) 被告 **B** は、一旦、興奮した被告 **A**から原告を引き離すべきであると考え、原告に対し、一旦この場所から離れるという意味で「ちょっとはける。」と告げて、原告を本件店舗内に入れて、一旦避難させた(被告 **B**本人〔10頁〕)。
- ウ 原告が本件店舗に入ってから約2分の間の経過は、次のとおりである。
 - (7) 原告が本件店舗内に入ると、被告 D は、原告に対し、「話終わった。」と尋ねた。原告は、とりあえず本件店舗に入るようにと被告 B に言われたこと及び被告 B が被告 A と話をしていると答えたところ、被告 C は、「まあ、殺されるなら入ったらいいんちゃう。」と述べたが、被告 D は、「んー、まあ、でも話終わってないなら行った方がいいんじゃな

い。」と述べた。この被告 **D** の言を受けて、原告は、再び本件店舗から本件通路に出た。

なお, このときの原告の顔面は, 赤く腫れ上がり, 出血をしていた (丙 14, 被告 **B** 本人 [29頁])。

- (4) その頃、被告Aと被告 B は、本件通路において 2人で話をしており、 被告 B は、被告Aに対し、それ以上原告に対する暴行をしないよう泣 きながら訴えていた(被告 B 本人 [10頁])。
- エ 原告が再び本件店舗を退出した後の経過は、次のとおりである。
 - (7) 原告が再び本件店舗を出たところ、被告 B は、本件店舗を出た原告を呼ぶと、事前に被告 A に何も告げることなく、被告 A の暴行を止めるために、「 さんの代わりに1回殴っていいか」と述べた上で、原告の頬を右平手で1回叩いた。(丙21、被告 B 本人 [11頁]、被告 A 本人)

被告 B が、被告 A に対し、それ以上原告を殴る必要はないとの意味で「もう殴ることないです。」と述べたところ、被告 A は、「分かった。」と返答したので、被告 B は、本件店舗内に戻った。

- (イ) しかし、被告 Aは、原告と2人だけになって話を始めるや、再び、何度も手拳で原告の顔面を殴打し、その場に膝を着いた原告の顔面を左足で思い切り1回蹴るなどした。
- (ウ) 被告 **B** は、本件店舗内に戻ってしばらくした後、店外から物音や被告 の怒声が聞こえてきたため、再び被告 A が原告を暴行しているものと思い、本件店舗を出た。被告 **B** は、被告 A に対し、「もう殴んない約束やったでしょ。」などと述べて、原告と被告 A との間に体を入れて、被告 A を制止した。(被告 B 本人[13,14頁)

上記(ア)のとおり原告が本件店舗を出た時から被告▲の暴行が止んだ時までの時間は、約12分間程度であった。

- オ 以上のとおり、被告 本は、本件店舗内において原告の顔面を1回平手で 殴打し(上記ア)、本件通路において原告の顔面を両手拳及び平手で少なく とも20回程度殴打し、1回足蹴りをする(上記イ及びエ)などの暴行を 加えた(被告 本人)。
- (4) 被告 及び被告 B に対する刑事処分(丙23,24,弁論の趣旨)
 - ア 被告 A は、平成28年3月1日、「原告の言動に腹を立て、平成26年1 2月17日午前2時頃から同日午前3時頃までの間に、本件通路において、 原告に対し、両手拳でその顔面を多数回殴るなどの暴行を加え、よって、 原告に加療約3週間を要する鼻骨骨折、顔面打撲傷等の傷害を負わせた」 との公訴事実により起訴され、罰金40万円に処する旨の略式命令を受け、 同略式命令はその頃確定した。
 - イ 被告 B は、平成28年3月1日、「原告の言動に腹を立て、平成26年 12月17日午前2時頃から同日午前3時頃までの間に、本件通路におい て、原告に対し、右手のひらでその顔面を1回殴る暴行を加えた」との公 訴事実により起訴され、罰金10万円に処する旨の略式命令を受け、同略 式命令はその頃確定した。
- 2 争点(1)(被告らの共同不法行為責任の成否(暴行の態様及び事前共謀若しく は現場共謀の有無又は教唆若しくは幇助の有無)並びに損害の発生及び額)に ついて(本訴)
 - (1) 暴行態様

ア 被告 C の暴行について

- (7) 原告は、被告 C が、「なんやねん、お前おら」などと言いながら原告の胸倉につかみかかり、原告の顔面を1回平手で殴打した旨主張し、これに沿う供述をする。
- (4) そこでまず、被告 C が原告に掴みかかったか否かについて検討すると、被告らのうち最も近くで目撃していた被告 B は、被告 C が原告

をつかんだと供述しており(丙20,被告 B 本人),また,証拠(丁5)によれば,被告 A の代理人である普門弁護士作成の連絡書には,被告 C から確認した事項として胸倉をつかむなどの暴行をおこなった旨の記載があることに照らせば,被告 C が原告に掴みかかったとの事実が認められる。

- (ウ) 次に、被告 C が原告の顔面を平手で殴打したかについて検討する。 a 原告の供述及び主張等は、本件事件から本件口頭弁論期日における
 - 原告の尋問までの間,以下のとおり変遷している。
 - (a) 平成26年12月22日の特定非営利活動法人コリアNGOセンター (以下「コリアNGOセンター」という。)の に対する 供述 (丁3,4[4頁])

原告は、コリアNGOセンター で 対し、平成26年12月22日、本件事件の経緯等について「(本件店舗に)行ったら、まあまず最初に さんに胸倉をつかまれて、で、それで さんが止めて、で、カウンターだけのバーだったんですけれども、奥の方に通されました。」と述べた。

- (b) 原告の平成27年2月20日付け告訴状(甲6 [2頁]) 被告 C は、原告の胸倉をつかんで、顔面を平手で殴った。
- (c) 平成27年8月12日付け警察官面前調書(丙12 [5頁]) 被告 C は、原告の胸倉をつかんで、左頬を右手の拳骨で1回殴打した。
- (d) 平成27年8月17日付け実況見分調書(丙5〔3,4頁〕) 被告 C は、原告の胸倉を左手でつかみ、原告の左類を右手拳で1回殴打した。
- (e) 平成28年7月5日付け訴状, 同年10月11日付け請求の趣旨 及び原因訂正申立書

被告 C は、原告の顔面を右手拳で殴打した。

- (f) 平成28年12月22日付け第2準備書面 被告 **C** は、原告に対し、つかみかかって平手打ちをした。
- (g) 平成29年4月24日付け陳述書(甲29)

被告 C は、原告の胸倉をつかみ、顔面を1回殴打した。殴打が 平手によるか、拳によるかは、記憶が判然としない。原告は、殴ら れてよろめき、体が本件店舗のバーカウンターの椅子に当たった。

(h) 原告本人尋問〔10,26頁〕

被告 C は、原告の胸倉につかみかかり、原告を揺さぶった後、 顔面を1回叩いた。これにより、原告は右側によろめいて、バーカ ウンターや椅子にぶつかった。原告は、胸倉をつかまれて揺さぶら れたため、平手か拳骨かを目視しておらず、判然としない。

以上のとおり、原告は、本件当日の直後、コリアNGOセンターに対し、被告 C から殴打されたことを供述していなかったが、その後の告訴状においては平手により殴打されたと訴え、さらに、捜査段階と本訴の訴状等においては、手拳で殴打された旨供述等を変更し、さらに、第2準備書面においては、平手で殴打された旨再び主張を変更した後、陳述書及び本人尋問においては平手か手拳かは判然としないなどと供述するに至っており、原告の暴行態様についての供述・主張等には著しい変遷が認められる。

原告が被告 C から直接に受けたと供述ないし主張する暴行は、胸 倉をつかまれたことと、顔面を殴打されたことに限られるところ、顔 面を殴打されたのが平手と手拳のいずれであるかといった複雑とは いえない事項についての供述がこのように著しく変遷するというの は、通常は考え難い。

c この点、原告は、コリアNGOセンターに対して被告 C から殴ら

れたことを報告しなかった理由について、原告とコリアNGOセンターとの間の信頼関係を前提として、細かいことを逐一説明せずとも録音体を聞いたりすれば分かってくれるだろうと考えたからである旨説明する(原告本人[19,28頁])。

しかし、原告の供述によれば、被告 C からの殴打は1回のみであり、その音が必ずしも録音に残るとは限らず、この点は、現に本訴において証拠として提出された録音体(甲12の2)においても判然としないのであり、録音を聞くことで理解してもらえると考えたとの原告の供述は信用しがたい。さらに、コリアNGOセンターに対する上記報告は、「何らかのかたちでこういうことがあったことは、公にすべきだろうというふうに考え」たから行ったものであり(丁4〔2頁〕)、そのような意図から被害申告をした原告が、暴行態様や被害内容を単に録音物に譲り、その内容に関する説明を省略するとは考え難く、原告の上記説明は不合理といわざるを得ない。

- また、上記主張等の変遷に関しては、原告本人が出頭した平成29年1月23日の弁論準備手続期日において、訴状と請求の趣旨及び原因訂正申立書における主張と対比して、第2準備書面における主張には齟齬が見られたことから、裁判所及び被告 C 訴訟代理人から、原告に対し、暴行態様について平手打ちか手拳による殴打のいずれを主張するものかを明らかにするよう求められた際に、原告は、平手打ちであることを明確に述べたことから、同弁論準備手続調書にその旨が記載されたものである(当裁判所に顕著な事実)。このように、一旦、本訴において、殴打の態様についての主張内容を明確にした原告が、後になって平手か拳骨による殴打かが判然としない旨供述するのは、信用性に欠けるといわざるを得ない。
- e 以上のとおり,被告 C の暴行態様についての原告の主張・供述等

には不合理な変遷が認められ、被告 C が原告を殴打したのが事実であるとすればこのような変遷が生じることはないと考えられるから、被告 C が原告を殴打したとの原告の供述は信用できないというべきである。

- - a しかし、上記 の発言は、「叩いたんです」との後に「手を出したんです」と付言しているところ、この「叩いたんです」という発言が の解釈であり、被告 C の申告した内容と異なっていたために「手を出した」と言い直した可能性が否定できない。
 - b また、被告 Aのメール内容についてみると、そもそも、被告 C が 原告に掴みかかった時点において、被告 A の位置から原告や被告 C の様子を認識することは困難であり、同人らの様子を断片的にしか視 認できなかったのであるし(被告 A 本人)、上記メールを送った当時 は、告訴され、原告の主張や希望に沿うように示談を交渉していた時 期であり、被告 A はコリアNGOセンターから原告が被告 C から叩 かれた旨述べていると聞き、それに沿うメールを送信した旨本人尋問 において供述するところ(被告 A 本人〔15頁〕)、示談交渉の継続中 に、相手方の主張に迎合的な言動をとることは不自然とはいえないから、被告 A のメールをもってしても、被告 C による殴打行為を裏付けることはできない。

- c よって、原告の指摘する事情は、いずれも被告 C が原告を殴打したとの事実を推認させるものではないというべきである。
- (オ) 以上によれば、被告 C が原告の顔面を平手で殴打したことを認める に足りる的確な証拠はなく、かかる事実は認められないというべきであ る。

イ 被告 Дの 暴行について

前記認定事実(3)のとおり、少なくとも、被告人は、本件店舗内において原告の顔面を1回平手で殴打し、本件通路において原告の顔面を両手拳及び平手で20回程度殴り、1回足蹴りするなどの暴行を加えたことが認められるが、これを超えた暴行をしたとの事実は、本件全証拠によっても認めるに足りない。

ウ 被告 B の暴行について

前記認定事実(3)エのとおり、被告 B は、原告に対し、右平手でその 顔面を1回殴打したことが認められる。

(2) 事前共謀又は現場共謀について

原告は、本件事件に至る経緯、被告 A の動機、被告 C による暴行、被告 A の激しい暴行、及び被告 A を除く被告らが被告 A の暴行を制止しなかった などを根拠に、被告らの間には、原告に対して暴行を加えることにつき事前 共謀か少なくとも現場共謀があった旨主張する。

- ア まず、被告らの間に、事前共謀や、現場共謀があったと認めるに足る直接の証拠はない。
- イ(ア) 次に,前記認定事実によれば,①原告が被告 B と電話をかけ,被告 A に会うために本件店舗を訪れることとなったこと,②原告が本件店舗 に入店した際,被告 C が原告に掴みかかったものの,被告 B が被告 C を制止したこと,③その後,原告と被告A,被告 B 及び被告 D が話合いを始め,その過程で被告Aが原告を平手で殴打したこと,④被

告 D の発言を受けて、被告 A と原告は本件店舗の外に出て、その後、被告 A が原告に暴行を加えたこと、⑥被告 B は、被告 A が暴行を加えていることを察知し、本件店舗の外に出て被告 A の暴行を制止しようとしたことがそれぞれ認められる。

(4) 原告が本件店舗を訪れたのは、原告が被告 B と電話で話をして、被告人に会うこととしたためであり、被告らが事前共謀をしたとすれば、原告が本件店舗に入店するまでの間にされたことになるところ、そうであれば、被告らは、原告が本件店舗に入店した後、共謀に基づく行動、すなわち、原告に暴力を振るうという意思に基づいた行動を採るはずである。

ところが、上記認定のとおり、原告が本件店舗に入店した後、被告Cが原告に掴みかかったのに対して、被告 Bがこれを制止したほか(上記②)、被告 A、被告 B及び被告 Dは、原告と話合いを始めており(上記③)、被告 Eは、これらに関与すらしていないのであるから、被告らについては、およそ原告に対する暴行に向けた統一的な行動が認められない。以上のような経過に鑑みれば、被告らの間に事前共謀があったと推認することはできない。

(ウ) 次に、現場共謀の有無について検討すると、被告 C が原告に掴みかかったのに対して、被告 B がこれを制止したこと (上配②)、また、被告 A、被告 B 及び被告 D が原告と話合いを開始したこと (上配③) に照らせば、被告 C が原告に掴みかかった時点において、被告らの間には、原告に暴行を加えることにつき共謀が成立していたとは認められない。

その後の話合いの中で、被告人が原告に平手打ちをした際(上記③) にも、被告 B は被告人の暴行を制止しており、被告 C 及び被告 E は話合いにも関与していなかったのであるから、この時点においても、 被告らの間で原告に対する共謀が成立していたとみることはできない (なお,被告 D の幇助については後記(4)アのとおりである。)。

また、本件店舗の外で被告 A が原告に暴行を加えた (上記④)後においても、被告 B は、店外に出て被告 A の暴行を制止しようと試みているのであり (上記⑤)、また、被告 C 、被告 D 及び被告 E は、本件店舗内で飲食していたのであるから、同被告らについて共謀があったと認めることはできない (なお、被告 C 、被告 D 及び被告 E が、被告 A を止めなかったからといって、そのことをもって被告 A の暴行について共謀があったとみることはできない。)。

以上によれば、被告らの間には、暗黙によるものも含め、原告に対して暴行を加えることについて、共謀があったとは認められないというほかはない。

ウ 以上によれば、原告に対する暴行について、被告らの間に事前共謀ない し現場共謀があったことを認めることはできず、ほかにこれを認めるに足 りる証拠はない。

(3) 教唆について

- ア 原告は、被告らが被告▲ の暴行を止めることなく飲酒等をしていたことから、被告らの間において事前に又は遅くとも現場において暴行を容認する雰囲気が形成されていたとして、被告らは相互に原告に対し暴行を加えることについて教唆をしたと認められるべきである旨主張する。
- イ この点、教唆とは、他人に不法行為の意思決定をさせることをいうところ、被告 C の暴行は、原告が本件店舗に入店した直後に行われた突発的なものであったといえるから、当該暴行が他の被告らの教唆によって生じたものであると認めることはできない。

また、上記認定したとおり、被告Aの暴行は、専ら原告の言動等に対して被告 A自身において激高したことによるものであり、さらに、被告 C

高裁で取消された箇所

による暴行の後,一旦は原告と被告 が話し合っていたとの事実も考え併せると,被告 が原告に対する暴行を開始したのが他の被告らからの教唆によるものと認めることはできない。

被告 B の暴行については、上記認定事実(3)エ(7)のとおり、被告 B の判断で、しかも被告 A の暴行を止めるために行ったものであるから、他の被告 A の教唆によるものと認めることはできない。

なお、被告らが本件店舗内で飲酒を継続していたからといって、被告A に暴行を決意させたということもできず、被告 C 、被告A 及び被告 B の暴行につき他の被告らがこれを決意させたとみるべき行為は認められない。

- ウ 以上によれば、被告**A**,被告**C** 及び被告**B** の各暴行について、その 余の被告らがこれを決意させたとは認められないというべきである。
- (4) 幇助について
 - ア 被告 D の被告 ▲ に対する幇助について

上記認定事実によれば、①原告が本件店舗に入店した後、原告、被告 A、被告 B 及び被告 D が話合いをしたが、その過程で、被告 A が原告の顔面を平まで1回殴打したこと、②被告 D が、原告及び被告 A に対し、「そもそも 2 人で話すって言ったんだから、こにいないで、2 人で外に出て話せばいいじゃない。」「そこで障離するならすりゃいいし、殴るんだったら殴ればいいけど、店の中でがちゃがちゃやるのは、ちょっとみっともない。」と述べ、原告と被告 A が本件店舗の外に出るように促したこと(以下「発言等 1」という。)、③原告と被告 A が被告 D の上記発言に従って本件店舗の外に出た後、被告 A が原告に対し、原告の顔面を殴打し、足蹴りするなどの暴行を加えたこと、④原告が顔面を腫らし、比血した状態で本件店舗に再び入店した際、被告 C が「まあ、ぞされるなら入ったらいいんちゃう。」と述べたのに対し、被告 D は

「んー、まあ、でも話終わってないなら行った方がいいんじゃない。」と述べて、本件店舗を出るよう促したことから(以下「発言等2」という。)、原告は、被告 D の言に従い、再び本件店舗を出たこと、⑤原告が再度本件店舗の外に出た後、被告 A が原告に対して更に暴行を加えたことがそれぞれ記められる。

上記認定事実に照らして検討すると、被告 D は、被分 が原告の顧面を1回殴打し 際、「殴るんだったら殴ればいいけど」などと述べていること (発言等1)、実際にも、店外に出た後、被告、が原告に対して繰り返し暴行を加えたこと (上記③) に照らせば、被告 D による発言等1の際、被告人は原告に対して更に暴行を加えようとしている状況にあったこと、また、被告 D もそのことを認能していたことが認められる。さらに、本件店舗内は狭く、被告人の復動が物理的に制約される上に、他の被告らを含め、いずれかが被告人の暴行を制止しようとすることも十分に予想されたことに照らせば、被告 D は、被告人と原告が2人のみで店外に出れば、被告人が何らの妨ぎのない状態で原告に対して暴行を加えることができ、被告人の原告に対する暴行が容易になることも認識していたものと認められる。そして、被告人と原告が本件店舗外に出たのは、上記のとおり被告 D の発言等1に従ったためであったと認められる。

以上によれば、被告 D は、「喧嘩するならすりやいい」「殴るんだったら殴ればいい」というように、被告 A の原告に対する 暴行を容認する 発言をした 上で、被告 A と原告の 2 人で本件店舗の外に出るよう促した 行為 (発言等 1) により、被告 A の原告に対する 暴行を容易にしたものと認いるのが相当である。

の点、被告 D は、「話せばいいじゃない」などと述べて、話し合い と促すかのような発言もしているが、後記(ウ)のとおり、その後、原告で 質面が腫れ上がって出血した状態で店内に戻り(上配④),原告が被告 繰り返し暴行を受けたことが明らかな状況においても,被告 🗅 「話れわってないなら行った方がいいんじゃない。」などと述べて ▲と原告との間で行われたことを、なお「話」と表現 らせば,被告 D は,発言等1の際,店外において, 合い」なるものがされるとは認識していなかったものと認められる。ま た、被告 D は、下の中でがちゃがちゃやるのは、ちょっとみっともな い。」とも述べているが、被告 D は、後記(ウ)のとおり、被告人が本件 店舗の外におり、本件店舗に直ちに被害が及ぶる はいえない状況におい ても、原告に対して店外へ出るように促していることに照らせば、被告 (発言等1)について,単 ▲と原告に2人で店外に出る **いを避けるためにされたものとみること** に本件店舗の被害を懸念し、 はできないというべきである。

また、原告が被告▲に殴られた後へ本件店舗に入った際にも、上記のとおり、原告の顔面が腫れ上がって出血した状態であり(上記④)、原告が被告▲から繰り返し暴行を加えられていたことが明らかであったというべきであるから、被告 D においては、原告が店外に出れば再び被告▲によって暴行を受ける危険が高いことを十分に認識していたものと認められる。したがって、被告 D が「でも話終わってないなら行った方がいいんじゃない」と述べて、原告に本件店舗の外に出るよう促し(発言等 2)、原告がこれに従って店外に出た後、再び被告▲の暴行を受けるに至ったこと(上記⑤)に照らせば、被告 D は、原告が再び店外に出た後に被告▲が加えた暴行についても、発言等 2 によってこれを容易にしたものというべきである

加えて、原告が、一旦本件店舗に戻った前後にわたる被告Aの暴行に り一体としての傷害を負ったものであること、被告 D は原告が被告 高裁で取消された箇

Aから受けた暴行により傷害を負っていることを認識した上で発言等2をしたことに限らせば、いずれにしても、被告Dは一発言等1によって被告Aの暴行を容易にしたか否かにかかわらず、発言等2により、原告の受けた損害全部について、決まAによる不法行為を幇助したものとして、共同不法行為による賠償責任を負うというべきである。

エ) 以上によれば、被告 D は、被告 A の原告に対する不法行為を容易に して、これを幇助したものと認められる。

所イ 被告 B の被告 A 及び被告 C に対する幇助について

原告は、被告 B が、外形的には被告 A の暴行を止めに入るかのような言動をしたものの、積極的に暴行を制止したものではなく、被告 A の暴行を幇助したといえ、また、原告を現場である本件店舗に呼び出して被告 C 及び被告 A の暴行を幇助した旨主張する。

しかし、被告 B が被告 A 及び被告 C の暴行を制止し、又は制止しようとしたことは既に認定したとおりであって、被告 B には、被告 A 及び被告 C による暴行につき幇助の意思や行為があったとは認められないから、原告の上記主張は理由がない。

ウ 被告 C 及び被告 E による幇助について

原告は、被告 C が被告 A 及び被告 B の暴行を止めることなく、また、被告 E が被告 C 、被告 A 及び被告 B の暴行を止めることなく、飲酒・ 談笑を続けた行為がそれぞれ被告 A 、被告 B 及び被告 C に対する幇助 に当たる旨主張する。

しかし、被告 A の暴行は、専ら原告の言動等に対して被告 A 自身において激高したことによるものであることは既に判示したとおりである。また、被告 C の暴行が突発的なものであり、被告 B が自らの判断によって暴行を加えたことも既に判示したとおりである。

したがって、被告 C 及び被告 E の飲酒・談笑を続けた行為が、それ

ぞれ被告**A**,被告 **B** 及び被告 **C** による暴行を容易にしたとは認められず、原告の主張は採用できない。

なお、証拠(丁2〔4頁〕)によれば、被告▲が本件店舗内において原告 に平手打ちをした際に、被告 **E** が、「外で、外で、外で話をして。外で。」 と述べたことが認められるが、この発言のみでは、本件店舗の外で暴行を 加えることを促したものとは直ちには認められないから、被告▲の暴行行 為を幇助したと認めるには足りないというべきである。

(5) 被告 及び被告 D の共同不法行為並びに損害額

ア 被告A及び被告 D の共同不法行為の成否について

前記認定事実(3)のとおり、被告人は、平成26年12月17日午前2時頃から同日午前3時頃までの間に、本件通路において、原告に対し、両手拳でその顔面を多数回殴るなどの暴行を加えたものである。また、前記(4)アで判示したとおり、被告 D についても、被告人の暴行に対する幇助が認められる。

したがって、被告 ▲と被告 **D** については、原告に対する共同不法行為が成立する。

イ 損害額について

(7) 通院治療費

証拠 (甲1ないし5,32の1ないし37の2)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事件後に、別紙の「受診機関名」欄記載の医療機関を「通院期間」欄記載の期間に医療機関を受診し、医療費及び文書料として合計6万2530円を支払ったものと認められる。

しかし、証拠(甲32の1・2、34の1・2、35の1ないし4)によれば、別紙「3」「7」及び「11」記載の各文書料は、いずれも原告が当該治療を受けた際に、治療関係費に係る領収証を保存していなかったために、再度領収証の発行を受けるために要した支出であったと認

められるから、被告▲による暴行等と相当因果関係のある損害とは認め られない。

次に, 証拠 (甲4, 5, 9, 36) によれば, 原告は, 平成27年1 診療所」という。)を 診療所(以下「 月22日に 受診し、少なくとも1か月間の通院加療を要する睡眠障害との診断を受 クリニックを受診し、睡眠障害と診断され け、同年7月4日には、 たことが認められる。しかし、原告が 診療所の診断を受けたのは、 本件当日から約1か月もの期間が経過した後であり、さらに、再度原告 が同診療所を受診したのは、その約3か月後の同年4月30日であった ことに照らせば,被告▲による暴行等と,上記睡眠障害との間に相当因 果関係があるとは認められないというべきである。また, クの診断書には、被告らがカウンター活動を再開することを知った時か ら症状が悪化した旨の記載があるところ、活動を自粛する旨の被告 🕻 の智約に反し、被告▲、被告 С 及び被告 В がカウンター活動を再開 し、これに対し、同年6月15日、原告が抗議をしたこと(甲7の1・ 2, 42, 43, 丁7) に照らせば、 クリニックで診断を受けた睡 眠障害についても,被告らがカウンター活動を再開したことによって発 症等したものとみるほかはなく、被告▲の暴行との間には相当因果関係 が認められないというべきである。

以上によれば、被告 の暴行と相当因果関係のある治療関係費として 認められるのは、別紙の「1」、「2」、「4」ないし「6」、「8」ないし 「10」欄に記載の医療費に限られ、その合計額は、2万7740円と なる。

(4) 傷害慰謝料

被告▲の暴行態様・執拗さ及び原告の受傷の程度,通院状況,その他本件に現れた一切の事情を考慮すると,被告▲の暴行等による原告の慰

謝料の額としては, 70万円が相当である。

原告は、慰謝料の算定に当たり、本件事件後の被告らの言動を考慮すべきである旨主張するが、本件事件後の被告らの言動について、慰謝料 を増額させるべき事情は認められない。

(ウ) 後遺症慰謝料

上記(ア)のとおり、原告が被告▲による暴行等によって睡眠障害の後遺症を患ったとは認められない。

(工) 弁護士費用

本件訴訟に要する弁護士費用としては、7万2000円をもって相当 因果関係のある損害と認める。

(オ) 合計

以上によれば、原告の損害額は、79万9740円と認められる。

(6) 被告 В の不法行為の成否

- ア(7) 前記認定事実(3)エ(7)のとおり、被告 **B** は、原告に対し、右平手でその顔面を1回殴打したのであるから、被告 **B** には不法行為が成立するものというべきである。
 - (4) この点、被告 **B** は、暴行について原告の同意を得た上で、原告の類を軽く右平手で1回叩いたにすぎず、原告の同意の範囲内の行為であり、加えて被告 **A** の暴行を制止するという動機に基づくものであるから、違法性を欠き、不法行為は成立しない旨主張する。

確かに、被告 B は、原告に対し、「 さんの代わりに1回殴っていいか」と断りを入れた上で、原告の頬を右平手で1回叩いており、その際に原告が明確な拒否をしたことは窺えないが、原告は、このとき既に被告 A から何度も顔面を殴打されて出血を伴うなど負傷していたのであり、被告 B の上記殴打行為について、真摯な承諾を与えることができるような状態にあったとは認められないから、原告の承諾を理由と

して、被告 B の上記殴打行為の違法性が阻却されるとはいえない。また、被告 B の暴行が被告 A の暴行を制止する動機に出たものであったからといって、違法性が阻却されるものではない。

したがって、被告 **B** の上記主張は、上記認定を左右するものではない。

イ もっとも、被告 B の不法行為による原告の損害については、被告 B の暴行態様が軽微なものであり、これにより傷害を負わせたものではないこと、前記認定事実(3)エ(7)のとおりの暴行に至った経緯等、本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料の額としては、1万円が相当である。

(7) 被告 C の不法行為の成否

原告は、被告 C が原告の胸倉をつかんだ行為について不法行為が成立する旨主張する。

しかし,前記認定事実(3)ア(7)のとおり,被告 C の暴行の態様は,胸倉をつかむという軽微なものであり,しかも,わずか数秒の間に行われたものにすぎず,原告と被告 C の間に男女の体格差があることにも照らせば,同暴行が被告 C の故意によるものであることを考慮しても,被告 C に不法行為による賠償責任を負わせる程度の違法性を有するものとまでは認められない。

したがって、被告 C の上記行為について、原告に対する不法行為が成立 するとは認められない。

(8) 小括

以上の次第で、原告は、被告 及び被告 D に対し、共同不法行為に基づき、各自79万9740円の損害賠償を求めることができ、被告 B に対しては、不法行為に基づき1万円の損害賠償を求めることができるから、本訴における原告の主張はこの限度で理由がある。

3 争点(2) (被告 **D** に対する本断の提起が不法行為に該当するか及び本件各記

事による名誉毀損の成否)について(第1反訴)

(1) 被告 D に対する本訴の提起が不法行為に該当するか

民事訴訟における訴えの提起が相手方に対する違法な行為となるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である(最高裁昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁)。

前記2において判示したとおり、被告 D には、被告 Aへの幇助による共同不法行為が認められるから、被告 D に対する本訴の提起は、事実的、法律的根拠を欠くものとはいえず、不法行為に該当するとは認められない。

したがって、被告 **D** の上記主張は理由がない。

(2) 本件各記事による名誉毀損の成否

本件各記事は、被告 **D** が原告に対して傷害の加害行為を行ったとの事実 を摘示するものであるから、公共の利害に関する事項に係るものと認められ、 その目的は公益を図ることにあったと認められる。

また、被告 D は、被告 A の原告に対する幇助をしたものであり、被告 D に対し共同不法行為が成立することからすれば、本件各記事の摘示する内容が真実であるとの証明がされたものと認められる。

したがって、被告 **D** に対する名誉毀損については、違法性が阻却される ものと認められるから、不法行為は成立しないというべきである。

4 争点(3)(被告 **E** に対する本訴の提起が不法行為に該当するか)について(第 2 反訴)

前記2において判示したところによれば、本訴において原告が被告 **E** に対し主張した請求権は、事実的、法律的根拠を欠くものであったとはいえる。し

かしながら、原告は、現に、被告 A から繰り返し暴行を加えられた上、被告 C 及び被告 B からも暴行を受けものであり、さらに、被告 D は被告 A の暴行を幇助したものと認められることも上記 2 において判示したとおりである。そして、被告 E については、上記のとおりその余の被告らとの間の共謀等は認められないとはいえ、本件当日、その余の被告らと行動を共にしていたこともあったものである。以上の事情を考慮すれば、原告において、被告 E がその余の被告らと共謀等していなかったことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとは認められない。また、原告は、現に傷害を負っているのであって、本訴の提起がもっぱら被告 E を含む被告らに対する威嚇や信用性低下を目的としてされたものであることを認めるに足りる証拠もない。そうすると、被告 E に対して本訴を提起した行為が、事実的、法律的する本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであったとまでは認められないというべきである。

したがって、被告 E の上記主張は理由がない。

5 結論

以上の次第で、原告の被告らに対する本訴請求のうち、①被告Aに対する主位的請求は、主文第1項記載の限度で理由があり、その余は理由がなく、また、主位的請求の棄却部分に係る予備的請求は理由がなく、②被告 B に対する主位的請求は理由がなく、また、予備的請求は、主文第2項記載の限度で理由があり、その余は理由がなく、③被告 D に対する請求は、主文第1項記載の限度で理由があり、その余は理由がなく、④被告 C に対する主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がなく、⑥被告 E に対する請求は理由がない。また、被告 D の第1反訴に係る請求及び被告 E の第2反訴に係る請求は、いずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 長谷部 幸 弥 裁判官 玉 野 勝 則

裁判官 牧 野

			•		
	受診機関名	通院期間	通院日 (括弧内は領収書発行日)	内容	金額
-1	眼科	H26年12月19日	H26年12月19日	医療費	2,760
2	病院	H26年12月17日	H26年12月17日	医療費	10,970
3	病院		(H28年5月31日)	文書料	2,160
4	病院,	,	H26年12月17日	医療費	3,210
5	病院	H26年12月17日 ~H27年1月7日	H26年12月22日	医療費	-220
. 6	病院	• -(H27年1月7日	医療費	3,130
7	病院		(H28年6月2日)	文書料	1,080
8	外科		H26年12月17日、12月2日、12月 24日、12月26日、12月29日	診療代	4,760
9	外科	H26年12月17日 ~H27年2月16日	H27年1月5日、1月7日、1月13 日、1月16日、1月22日	医療費	2,050
10	外科	·.	H27年2月3日、2月16日	医療費	640
11	外科		H28年6月21日	文書料	1,080
12	診療所	H27年1月22日 ~4月30日	平成27年1月22日、4月30日	医療費	5,870
13	診療所		(平成28年6月20日)	文書料	7,560
. 14	クリニック		H27年7月4日	医療費	3,400
15	クリニック	·	H27年7月4日	文書料	5,400
16	クリニック	H27年7月4日~ H28年6月27日	H27年7月13日	医療費	1,860
17	クリニック		H27年9月12日	医療費	2,170
18	クリニック	-	H28年6月27日	医療費	4,210
					62,530

これは正本である。

平成30年3月19日

大阪地方裁判所第3 事部

裁判所書記官

大同りちずる

